

対象年齢が引き下げられました！

歯周病検診を受診しましょう

歯周病検診は平成 23 年度から始まった新しい検診です。

皆さんの中には「歯医者に行くのは虫歯になってから」と思われている方も多いのではないのでしょうか。

しかし、歯科医は歯だけでなく口腔をトータル的にケアしています。歯周病は日本人の歯を失う原因の一位であり、成人の 80% が罹っているといわれていますが、よほど重症にならないと自覚症状もないためほとんどの方が知らない間に症状を悪化させてしまいます。

また、近年の研究で歯周病が糖尿病など全身疾患と深いかかわりがあることも分かってきました。

この検診は、歯周病を早期発見・早期治療を行うことで QOL^{*} の充実を図るものです。

大切な検診ではありますが、平成 23 年度の受診件数は 2,061 件中 175 件 (H24.2 月現在) に留まっています。

歯周病検診の重要性を考え今年度からは対象年齢を 20 歳から引き下げ、若年層からの意識化を目指すためにも、皆様のご理解の程お願いいたします。

※ Quality of Life の略で「生活の質」を意味し、医療上では、患者が不快に感じることを最大限に軽減し、できるだけその人がこれだいいと思えるような生活が送れるようにすることを旨とした医療の考え方を指します。



■ 対象者

平成 24 年度中に 20 歳・25 歳・30 歳・35 歳・40 歳・45 歳・50 歳・55 歳・60 歳の年齢に到達する組合員

■ 検診期間

受診券配布 (平成 24 年 6 月中旬頃) 後から平成 25 年 3 月 31 日まで

■ 検診の方法

- ① 歯周病検診の対象者に、本組合より「受診券」及び「受診票 (問診票)」等を所属所を通じ配布します。
- ② 歯周病検診実施歯科医院一覧表から希望する歯科医院に電話予約します。
- ③ 検査要綱に沿った歯周病検診を行います。検診結果に基づく歯の治療を行う場合は、保険診療となりますので、「組合員証」をご持参ください。
- ④ 検診終了後、検診結果に基づき指導及び説明があります。

■ 検診料

検診当日、窓口へ一旦全額 (4,000 円) をお支払いいただき、後日、所属所共済事務担当課を通じ「歯周病検診費用請求書」に領収書及び受診票 (共済組合提出用) を添付のうえ、本組合にご請求いただくことで、自己負担額を除く共済組合負担額 (3,000 円) を給付金等振込口座に送金いたします。